

高田町年寄森家文書目録解題

『訂正越後頸城郡誌稿』に収録されている「町年寄由緒書写（元禄9（1696）年）」によれば、春日山・福嶋・高田と城下町が移動する中、森家は磯野家・池田家・吉田家と共に町年寄を勤めたという。別史料ではあるが、天正年間から延宝年間にまたがる森家五代夫婦の肖像画が残されていることなどから、森家が永年にわたって町年寄を勤めてきたとの由緒書の記載の信憑性は高いといえる。この四家は、いずれも高田の御馬出の角に家屋敷を構えていたことから「四ッ角」と通称されていた。四ッ角の中には、身代が傾き町年寄を退く家もあったが、森家は幕末まで町年寄を勤めた。明治維新以降も廃藩置県直前の高田藩で市長（町年寄を改称）、高田県・柏崎県・新潟県でそれぞれ戸長を歴任した。

寛永年間から明治後期に渡る1,200有余点の史料を有する森家文書は、大きく次の3つの史料群に分けることができる。

第1は、町年寄の職務に付随して森家に伝来した史料群である。森家は高田開府から明治維新まで町年寄筆頭の家格を維持し続けた。これにより、町年寄の由緒や職務、蠟座・枡座などの特権、高田町の諸問題にかかわる史料が数多く残されている。「覚」（史料No.34-46-1）は断簡であるが、先述した「町年寄由緒書写」とほぼ同様の内容であり、町年寄役を勤めてきた経緯やその特権などが記されており、町年寄の職務等を知る上で貴重な史料といえる。

第2は、商人や地主としての家業経営にかかわる史料群である。開始時期は定かではないが、森家では「大五香湯」という家伝薬の販売を行っていた。元禄期のものと推定される「薬店掛り人へ申渡書」（史料No.34-836-1）は、当主三右衛門が売薬業を任されていた二人の奉公人に宛てた店内法度（心得書）である。森家は、家伝薬の販売のほかにも、高田・新井・今町には町屋を保有し、また南田屋新田の地主経営や酒造業も展開していた。「居家屋敷並町々扣家其外懸持地方今町表酒造一件」（史料No.34-835-1）は、このような森家の多様な家業経営の一端を伝えている。

第3は、森家の姻戚関係や家経営にかかわる資料群である。系図や過去帳、遺言書や家族間の書状がこれに当たる。「森九助遺言状」（史料No.34-820-1）は、元禄14（1701）年に当主九助が実子・養子・妻・兄弟宛てに書き上げたもので、家の継承に関する当主の意識が随所に感じられる。

このように森家に伝来した史料は、森家のもつ様々な性格や機能によって作成されたものであるが、一方で商用書簡や仕切状・大福帳などの商家経営に関する史料はほとんど見ることができない。これは森家の居屋敷と店が別組織であったこと、森家文書が居屋敷に伝わったものであることを示唆している。いずれにしても森家文書は、有力な町人の営みだけでなく、町年寄の機能や城下町高田の社会構造を明らかにする上で、貴重な史料群である。森家文書の前身である森精三家文書は、上越市史編さん事業の史料調査の過程で見いだされたものであるが、上述の史料価値を有することから、平成13（2001）年に刊行された『上越市史』資料編4・近世一には、26点の史料（収録史料の約10.4%）が収録された。

上記のように、森家文書は上越市の歴史を論じる上で不可欠のものであり、学術的な価値が極めて高い。上越市文化財として指定し、永く後世に伝えていくべき史料群である。

覚

一 惣領者三人 所扶持者三人 所持物

一 惣領者三人 所持物

「覚」町奉行 ← 町年寄小川万太夫 外 (宝永8年3月) 町年寄の扶持・役料・割元との違いなどを上申